

(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業 計画段階配慮書に対する配慮市長意見(案)

○全般的事項

- ・配慮事項に対する配慮の内容を適切に事業計画に反映させるとともに、検討するとしている事項については、各々の検討状況を方法書に記載してください。
- ・今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう努めてください。
- ・「(仮称) 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」及び「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業」を含む3事業で連携し、それぞれの事業特性は踏まえながらも、市民に分かりやすく統一感のある図書の作成に努めてください。
- ・事業の必要性を交通需要の予測等により明確にするとともに、他の交通システムではなく中量軌道輸送システムを整備する理由を方法書に記載してください。
- ・関連する「(仮称) 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」及び「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業」の事業計画を踏まえた環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法について検討してください。
- ・構造形式の選定においては、環境への影響、事業性、経済性等の観点から比較検討した結果を方法書に記載してください。

□基本的な配慮事項

配慮指針に掲げられている 配慮事項	選定	都市計画決定権者が配慮書で記載した配慮の内容（概要）	配慮市長意見（案）
(1)【周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮】 ルート・構造等の選定に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。 「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。 また、低炭素型まちづくりを進めるため、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出削減を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。	○	【案①～④】 ・本事業は相模鉄道本線瀬谷駅周辺から本地区周辺までを結ぶ中量軌道輸送システムの整備事業であるため、ルートの選定に当たっては、土地利用基本計画に整合する中量軌道輸送システムになるよう検討し、可能な限り環状4号線及び本地区の用地を活用した計画とし、新たな改変区域を小さくすることで、環境面、安全面、社会面への総合的な影響を回避・低減するよう配慮します。 ・事業の実施に当たっては「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、関係機関と協議のうえ、本地区などに分布する緑地や環状4号線沿道の環境と中量軌道輸送システムの施設との調和や、生物多様性の保全に配慮します。 ・また、事業の実施に当たっては、「横浜市地球温暖化対策実行計画」に基づき、エネルギー効率の高い建設機械や工事用車両の積極的な採用、省エネルギー型車両の導入、省エネルギー運転の実施、高効率・省エネルギー型の照明器具や空調設備等の積極的な導入、新たに構築する中量軌道輸送システムの長寿命化等の温室効果ガスの排出削減策を講じ、可能な限りの温室効果ガスの排出抑制に努めるよう、計画段階から検討します。 ・なお、北区間、南区間の構造形式については、周辺環境への影響や経済性等を総合的に比較検討し、決定します。	・車両基地の整備に伴い相沢川の改変等を行う場合は、可能な限り水生生物等に配慮した施工計画の策定に努めてください。
(2)【環境資源等の現況把握】 ルート及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源や騒音・振動等の現状把握を行う。	○	【案①～④】 ・計画段階配慮書の作成を通じて、地域の概況について情報を収集し、現況の把握に努めました。計画区域の南側は、学校や住居が立地した地域となっており、北側は農地が広く分布する地域となっています。本事業はこれらの保全対象となる学校や住居、生物多様性等の保全に配慮した計画とします。	なし
(3)【計画段階からの安全な工法等の検討、市民への情報提供】 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。	○	【案①～④】 ・工事計画の策定に当たっては、安全な工法や工程を採用し、市民への情報提供に努めます。 ・計画区域内には、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定があるため、工事実施段階において、土壤汚染対策法に基づき適切に対応します。	・相模鉄道本線瀬谷駅周辺での工事が想定されることから、駅利用者等の安全に配慮した施工計画を策定するとともに、適切な情報提供に努めてください。
(4)【環境形成に関する法令等の遵守】 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。	○	【案①～④】 ・「土壤汚染対策法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「生物多様性基本法」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」等、環境負荷の低減や水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守した計画とし、周辺環境に配慮します。	なし

□本事業に係る配慮事項

配慮指針に掲げられている 配慮事項	選定	都市計画決定権者が配慮書で記載した配慮の内容（概要）	配慮市長意見（案）
(5)【工作物や敷地の緑化、生物の生息生育環境の確保】 緩衝帯、法面、区域内の未利用地は緑化を図るとともに、生物の生息生育環境の確保に努める。 緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。	○	【案①～④】 ・可能な限り、環状4号線及び本地区の用地を活用し、新たな改変区域を小さくすることで、生物の生息生育環境の確保に努めます。 ・関係機関と協議のうえ、中量軌道輸送システムの運行に支障のない範囲で、未利用地等において、郷土種を中心とした緑化を行い、地域の生物多様性の保全と創造に努めます。	なし
(6)【エネルギー使用の合理化、再生可能エネルギー等の活用】 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。 また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。	○	【案①～④】 ・車両、駅舎、ホーム等への高効率・省エネルギー型の照明器具や空調設備等の積極的な導入により、エネルギー使用の合理化に努めます。	・省エネルギー型機器等は、導入時点で利用可能な最善の技術及び製品を用いるとともに、導入後も定期的に内容を見直すよう努めてください。
(7)【グリーン購入、グリーン電力の導入】 建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。	○	【案①～④】 ・建設資材や設備等の確保に際しては、グリーン購入に努めます。	なし
(8)【ライフサイクルを通じた温室効果ガスの低減】 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの低減に努める。	○	【案①～④】 ・最新の設計・施工技術を採用し、耐久性・安全性を十分確保した中量軌道輸送システムを建設するとともに、「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」に示されたメンテナンスサイクルの構築に積極的に取り組むことで、新たに構築する中量軌道輸送システムの長寿命化を図り、温室効果ガスの低減に努めます。 ・工事の実施に当たっては、エネルギー効率の高い建設機械や工事用車両の積極的な採用に努めるとともに、建設機械の省エネルギー運転や、工事用車両のエコドライブの実施などにより、温室効果ガスの低減に努めます。	なし
(9)【運輸部門における二酸化炭素の排出抑制】 省エネルギー型車両の積極的な導入により、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。	○	【案①～④】 ・省エネルギー型車両の導入により、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努めます。	なし
(10)【ヒートアイランド現象の抑制】 微気候に配慮し、人工排熱の抑制や緑化、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。	○	【案①～④】 ・車両、駅舎やホーム等への高効率・省エネルギー型の照明器具や空調設備等の積極的な導入により、人工排熱を低減することで、ヒートアイランド現象の抑制に配慮します。 ・また、計画区域内の緑化の可能性についても、関係機関と協議しながら検討します。	・省エネルギー型機器等は、導入時点で利用可能な最善の技術及び製品を用いるとともに、導入後も定期的に内容を見直すよう努めてください。 【(6)に対する意見の再掲】

配慮指針に掲げられている配慮事項	選定	都市計画決定権者が配慮書で記載した配慮の内容（概要）	配慮市長意見（案）
(11)【施設・文化財の移転、地域分断の回避】 ルート・構造等の選定に当たっては、地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避けるように努める。	○	【案①～④（共通）】 ・本事業の具体的な路線検討にあたっては、可能な限り公共施設の移転等がないよう努めます。 ・既存文献によると、計画区域内には埋蔵文化財包蔵地が存在するため、環状４号線及び本地区を活用し、新たな改変区域を小さくするよう努めます。また、関係機関と協議のうえ、「文化財保護法」に基づき必要な手続・措置を講じます。 【案①、③（地下式）】 ・市街化が進展している南区間を地下式とすることで、周辺地域の分断を避けるよう努めます。 【案②、④（高架式）】 ・市街化が進展している南区間を高架式とすることで、周辺地域の分断を避けるよう努めます。	なし
(12)【周辺建物との連続性、後背地との調和】 駅舎等の構造や色彩、形態等については、街の個性や街並みの特徴を把握するとともに、まとまった樹林地や農地等の水と緑の景観資源を活用した景観形成を目指し、周辺建物や後背地との調和を図る。	○	【案①～④（地上式）】 ・地上に構築する駅舎等については、本地区の土地利用の計画との連携を図りながらデザインや色彩などの検討を行い、周辺環境との調和を図るよう努めます。 【案①、③（地下式）】 ・地下に駅舎を設置することで地上に構築することとなる構造物は、主に駅出入口となります。駅出入口のデザインや色彩については、景観に配慮した事例を参考にしつつ、相模鉄道本線瀬谷駅周辺のまちづくりとの連携を図りながら検討を行い、周辺建物や後背地との調和を図るよう努めます。 【案②、③、④（高架式）】 ・高架上に構築する駅舎等については、相模鉄道本線瀬谷駅周辺のまちづくりとの連携を図りながらデザインや色彩などの検討を行い、圧迫感の低減や周辺建物や後背地との調和を図るよう努めます。	なし
(13)【環境施設帯の設置】 沿線の土地利用状況等に応じて、環境施設帯（植樹帯等）を設置するよう努める。	○	【案①～④】 ・構造形式と周辺土地利用状況等に応じて、環境施設帯の必要性を検討します。	なし
(14)【地下空間における浸水対策、避難設備の採用】 駅舎等の施設については、混雑時の安全性の確保や、利便性の向上に努める。 大雨や洪水、高潮等による浸水が想定される区域において地下空間を設ける場合は、地下空間の用途及び規模を考慮し、浸水を可能な限り生じさせない構造や避難設備の採用に努める。	○	【案①～④（共通）】 ・駅舎等の施設については、利用者が円滑に移動できる経路や標識、昇降設備を適切に配置し、混雑時の安全性の確保や、利便性の向上に努めます。 【案①、③（地下式）】 ・浸水防止対策については、計画区域の一部が「浸水のおそれのある区域」に含まれ、駅舎等に浸水のおそれがあるため、施設の状況に応じて、地下駅出入口への止水パネル設置などの浸水防止対策を行います。	なし

配慮指針に掲げられている 配慮事項	選定	都市計画決定権者が配慮書で記載した配慮の内容（概要）	配慮市長意見（案）
(15)【環境影響における保全対策】 騒音・振動等の環境影響を低減するために、最新の技術を用いた保全対策の実施に努める。	○	【案①～④（共通）】 ・本事業では、騒音・振動等の環境影響を低減するために、最新の技術を用いた保全対策の実施に努めます。 【案①、③（地下式）】 ・地下式とすることにより、騒音・振動等の環境影響の低減を図ります。なお、地下構造物の設置に伴い地下水位、地盤沈下への影響が生じる可能性が考えられますが、地質調査などにより周辺状況の特性を十分把握した上で、その状況に応じた設計や工法を検討し、適切な施工管理計画を策定・実行することで、影響の低減に努めます。また、地下構造物の施工にあたっては、既存の地下埋設物の情報を整理したうえで、その状況に応じた設計や工法等を検討し、地下埋設物損傷事故を防止します。 【案②、③、④（高架式）】 ・高架構造物には壁高欄の設置を行う等、車両の走行による騒音の低減を図り、周辺生活環境への影響の緩和に努めます。なお、高架構造物の設置に伴い生じる可能性のある日照阻害や電波障害については、日常生活に支障を生じさせる場合において、必要に応じて適切に対応します。また、高架構造物の施工にあたり、杭打工事等を実施する場合は、既存の地下埋設物の情報を整理したうえで、その状況に応じた設計や工法等を検討し、地下埋設物損傷事故を防止します。	・地下構造物を設置する場合は、地下水位、地盤沈下について十分な対策を行ってください。
(16)【廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用、雨水の有効利用】 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図るとともに、雨水の有効活用に努める。	○	【案①～④】 ・工事の実施に当たっては、コンクリート廃材や建設汚泥などの建設廃棄物の発生抑制、減量化及び資源の循環的な利用促進に努めます。なお、再使用、再生利用できないものについては、適正に処理を行います。 ・建設発生土は、事業内再利用に努めるほか、他の公共事業等での再利用に努めます。 ・「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画」の取組みを推進し、木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの積極的な活用を検討します。 ・雨水の有効利用については、トイレ洗浄水等への利用などの可能性について検討します。	なし

環境情報提供書の概要 【総数〇件】	なし
-------------------	----